

簡易ガス各種料金表

平成29年 4月 1日実施

米子瓦斯株式会社
(H0008)

目 次

I 簡易ガス料金の適用	1
1. 適用	1
2. 用語の定義	1
II 各種料金表	2
1. 名和団地	2
2. 富益団地	5
3. シンフォニータウン富益	9
4. 境ニュータウン	12
5. ロイヤルヴァンペール大山	16
6. 河崎団地	18
別 表	20
第1. 調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格 (IIの1から5の供給地点群に適用)	20
第2. 調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格 (IIの6の供給地点群に適用)	21

I 簡易ガス料金の適用

1. 適用

- (1) 当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金は、この簡易ガス各種料金表(以下「この料金表」といいます。)を適用いたします。
- (2) この料金表は、Ⅱの1から6の供給地点群に適用いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格は、Ⅱの1から5の供給地点群については別表第1を、Ⅱの6の供給地点群については別表第2を適用いたします。

2. 用語の定義

この料金表において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガスコージェネレーションシステム」… エネルギー源としてガスを使用し、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱伝供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」… 居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」… 居住する部分と居住者が店舗・作業場・事務所などの業務に使用するための部分を一つの建物内に併せもつ住宅をいいます。

II 各種料金表

1. 供給地点群名：名和団地

— 供給地点 —

鳥取県西伯郡大山町西坪

(個別住宅)

31-3	31-5	31-7	31-8	31-10	31-11	31-12	31-13
32-5	32-6	32-7	32-8	32-10	32-11	32-12	32-13
32-14	32-15	32-16	32-17	32-18	32-19	32-21	32-23
32-25	32-26	32-28	32-29	32-30	45-5	45-17	45-18
45-19	45-20	45-21	45-22	45-23	45-24	45-25	45-26
45-27	45-28	45-29	51-6	51-8	51-10	51-11	51-12
51-19	51-20	51-21	51-22	51-23	51-24	51-25	51-26
51-27	51-28	51-29	51-30	51-31	51-32	51-33	51-34
51-35	51-36	51-37	73-1				

(大山町営住宅)

70-5-101	70-5-102	70-5-103	70-5-103	70-5-104
70-5-106	70-5-107	70-5-108	70-5-109	70-5-110

供給地点数 78

(1) 一般ガス料金

— 適用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	980.59円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	609.42円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,425.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	553.79円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,274.15円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	525.50円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 家庭用コージェネレーション料金

— 適 用 —

お客さまは、家庭用コージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅でご使用される場合で、システムの定格発電出力（機器容量）が5kW未満である場合には、当社に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

— 契 約 —

1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解

約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません（4において同じ）。

4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金（一般ガス料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	980.59円
------------------	---------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	513.57円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,613.03円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	309.51円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

2. 供給地点群名：富益団地

— 供給地点 —

鳥取県米子市大崎										
(個別住宅)										
2246-5	2275-5	2275-6	2275-7	2275-8	2275-9	2275-10	2275-11	2275-12	2275-13	
2275-14	2275-15	2275-16	2275-17	2275-18	2275-19	2275-20	2275-21	2275-22	2275-23	
2275-24	2275-25	2275-26	2275-27	2275-28	2275-29	2275-30	2275-31	2275-32	2275-33	
2275-34	2275-35	2275-36	2275-37	2275-38	2275-39	2275-40	2275-41	2275-42	2275-43	
2275-44	2275-45	2275-46	2275-47	2275-48	2275-49	2275-50	2275-51	2275-52	2275-53	
2275-54	2275-55	2275-56	2275-57	2275-58	2275-60	2275-61	2275-62	2275-63	2275-64	
2275-65	2275-66	2275-67	2275-68	2275-69	2275-70	2275-71	2275-72	2275-73	2275-74	
2275-75	2275-76	2275-77	2275-78	2275-79	2275-80	2275-81	2275-82	2275-83	2275-84	
2275-85	2275-86	2275-87	2275-88	2275-89	2275-90	2275-91	2275-92	2275-93	2275-94	
2275-95	2275-96	2275-97	2275-98	2275-99	2275-100	2275-101	2275-102	2275-104	2275-105	
2275-106	2275-107	2275-108	2275-109	2275-110	2275-111	2275-112	2275-113	2275-114	2275-115	
2275-116	2275-117	2275-118	2275-119	2275-120	2275-121	2275-122	2275-124	2275-125	2275-126	
2275-127	2275-128	2275-135	2275-136	2275-137	2275-138	2275-139	2275-140	2275-142	2275-143	
2290-47	2290-48	2290-49	2290-50							
(集合住宅)										
県営住宅	1～88号、集会所									
市営住宅	57R-1棟	101～104、201～204、301～304、401～404								
	57R-2棟	101～104、201～204、301～304、401～404								
	57T-1棟	1～4								
	57T-2棟	5～8								
	58R-1棟	101～104、201～204、301～304、401～404								
	58T-1棟	9～12								
	58T-2棟	13、14								
	58T-3棟	15～18								
	集会所									
雇用促進住宅	1号棟	101～108、201～208、301～308、401～408、501～508、管理棟、集会所								
	2号棟	101～108、201～208、301～308、401～408、501～508								
鳥取県米子市富益町										
4412-18	4412-19	4412-20	4412-21	4412-22	4412-23	4412-24	4412-25	4412-26	4412-27	
4412-28	4412-29	4412-30	4412-32	4412-33	4412-34	4412-36	4412-37	4412-38	4412-39	
4412-40	4412-41	4412-42	4412-43	4412-44	4412-45	4412-46	4412-47	4412-48	4412-49	
4412-50	4412-51	4412-52	4412-53	4412-54	4412-55	4412-56	4412-57	4412-58	4412-60	
4412-61	4412-62	4412-63	4412-64	4412-65	4412-66	4412-70	4412-73	4412-74	4335-4	
4335-5	4335-6	4335-7	4335-8	4335-9	4335-12	4335-13	4413-5	4413-6	4413-7	
4413-8	4413-9	4413-10	4413-11	4413-12	4413-13	4413-14	4413-15	4413-16	4413-18	
4413-20	4413-21	4413-24	4413-26	4413-27	4413-28	4413-30	4413-31	4413-32	4413-33	
4413-34	4413-35	4413-36	4413-37	4477	4477-63	4477-64	4477-65	4477-66	4477-67	
4477-68	4477-69	4477-70	4477-74	4477-75	4477-76	4477-77	4477-78	4477-79	4477-80	
4477-81	4477-82	4477-83	4477-84	4477-85	4477-86	4477-87	4477-88	4477-89	4477-90	
4477-91	4477-92	4477-93	4477-94	4477-95	4477-96	4477-97	4477-98	4477-99	4477-100	
4477-101	4477-102	4477-103	4477-104	4477-105	4477-106	4477-107	4477-108	4477-109	4477-110	
4477-111	4477-112	4477-113	4477-114	4477-115	4477-116	4477-117	4477-118	4477-119	4477-120	
4477-121	4477-122	4477-123	4477-124	4477-125	4477-127	4477-128	4477-129	4477-130	4477-131	
4477-132	4477-133	4477-134	4477-135	4477-136						
鳥取県米子市彦名町										
6641-2	6641-3	6641-4	6641-5	6641-6	6646-3	6646-4	6646-7	6646-8	6646-10	
6646-11	6646-12	6646-14	6646-15	6646-16	6646-17	6646-18	6646-19	6646-20	6646-21	
6646-22	6646-23	6646-24	6646-25	6646-26	6646-27	6646-28	6646-29	6646-31	6646-32	
6646-33	6646-34									

供給地点数 5 5 9

(1) 一般ガス料金

— 適 用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	966.99円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	517.22円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,452.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	456.51円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,387.98円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	425.33円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（2）家庭用コージェネレーション料金

— 適 用 —

お客さまは、家庭用コージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅でご使用される場合で、システムの定格発電出力（機器容量）が5kW未満である場合には、当社に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

— 契 約 —

1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません（4において同じ）。
4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金（一般ガス料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	966.99円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	513.57円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,599.44円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	309.51円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 供給地点群名：シンフォニータウン富益

— 供給地点 —

鳥取県米子市富益町							
60-19	60-20	60-21	60-22	60-23	60-24	60-35	60-36
60-37	60-38	60-39	60-40	60-41	60-42	60-43	60-44
60-45	60-46	63-30	63-31	63-32	63-32	63-33	63-34
63-35	63-36	63-37	63-38	63-39	63-40	63-41	63-42
63-43	63-44	63-45	63-46	63-47	63-48	63-49	63-50
63-51	63-52	63-53	63-54	63-55	63-56	63-57	63-58
65-10	65-11	65-12	65-13	65-14	65-15	65-16	65-17
65-18	65-19	65-20	65-21	65-22	65-23	65-24	65-25
66-16	66-17	66-18	66-19	66-20	66-21	66-22	66-23
66-24	66-25	66-26	66-27	66-28	66-29	66-30	66-31
66-32	66-33						

供給地点数 82

(1) 一般ガス料金

— 適用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	873.64円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	513.57円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,371.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	451.32円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,979.15円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	364.40円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 家庭用コージェネレーション料金

— 適 用 —

お客さまは、家庭用コージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅でご使用される場合で、システムの定格発電出力(機器容量)が5kW未満である場合には、当社に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

— 契 約 —

1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再

度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません（4において同じ）。

4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金（一般ガス料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

一 料金表 一

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	873.64円
------------------	---------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	513.57円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,506.08円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	309.51円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 供給地点群名：境ニュータウン

— 供給地点 —

鳥取県境港市渡町							
3602	3603	3604	3605	3606	3607	3608	3609
3610	3611	3612-10		3612-11	3615	3615-1	3615-2
3615-3	3619	3620	3621	3625	3626	3627	3627-1
3627-2	3627-3	3627-4	3628	3629	3630	3631	3632
3633	3634	3635	3636	3637	3638	3639	3639-1
3640	3641	3642	3643	3644	3645	3646	3648
3649	3650	3651	3652	3653	3654	3655	3656
3658	3659	3660	3661	3662	3663	3668	3669
3670	3671	3672	3673	3677	3680	3682	3683
3684	3685	3686	3687	3690	3691	3692	3693
3694	3695	3696	3697	3698	3699	3700	3701
3703	3704	3705	3706	3707	3708	3709	3710
3712	3713	3714	3715	3716	3717	3718	3719
3720	3721	3722	3723	3725	3726	3727	3728
3729	3730	3731-2	3732	3734	3735	3736	3737
3738	3739	3740	3741	3742	3744	3746	3748
3749	3750	3751	3752	3753	3756	3757	3758
3760	3761	3762	3764	3765	3769	3770	3772
3773	3775	3776	3777	3778	3779	3780	3781
3782	3784	3785					

供給地点数 154

(1) 一般ガス料金

— 適用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	934.80円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	555.41円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,398.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	497.43円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,307.09円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	467.15円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 家庭用コージェネレーション料金

— 適 用 —

お客さまは、家庭用コージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅でご使用される場合で、システムの定格発電出力（機器容量）が5kW未満である場合には、当社に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

— 契 約 —

1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません（4において同じ）。
4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金（一般ガス料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	934.80円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	513.57円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 5 6 7. 2 4 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 0 9. 5 1 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の2 3により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 供給地点群名：ロイヤルヴァンペール大山

— 供給地点 —

鳥取県西伯郡伯耆町丸山1647-16						
1-101	～	1-110	1-201	～	1-210	1-301
1-401	～	1-410	1-501	～	1-510	1-601
管理人室						
2-201	～	2-204	2-301	～	2-307	2-401
2-501	～	2-507	2-601	～	2-607	2-407

供給地点数 92

(1) 一般ガス料金

— 適用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,231.88円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	520.68円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,321.65円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	509.46円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 供給地点群名：河崎団地

— 供給地点 —

鳥取県米子市河崎				
1736-1				
市営48R-1	101~106	201~206	301~306	401~406
市営48R-2	101~106	201~206	301~306	401~406
1736-2				
市営	173~196			
1737-1				
市営49R-2	101~106	201~206	301~306	401~406
1737-3				
市営50R-1	101~106	201~206	301~306	401~406
1737-4				
市営50R-2	101~106	201~206	301~306	401~406
1737-5				
市営	149~172			
1738				
市営	1~70	77~80	集合住宅1F、2F	
1747				
市営	89~148			
1748-3				
市営47R-1	101~106	201~206	301~306	401~406
1748-4				
市営49R-1	101~106	201~206	301~306	401~406
1730				
県営	7~30			

供給地点数 384

(1) 一般ガス料金

— 適用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1280.12円
------------------	----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	537.39円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,932.55円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	455.83円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,796.03円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	327.04円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表第1

調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格（Ⅱの1から5の供給地点群に適用）

1. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 基準平均原料価格は、次のとおりといたします。

基準平均原料価格（トン当たり） 79,300 円

別表第2

調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格（Ⅱの6の供給地点群に適用）

1. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が4月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が7月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が10月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 基準平均原料価格は、次のとおりといたします。

基準平均原料価格（トン当たり） 80,700 円